

山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月28日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（平成29年山鹿市告示第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号ア中「熊本県その他の」を削り、同条に次の1号を加える。

(11) 高齢者等 次に掲げるいずれかに該当するものをいう。

ア 年齢65歳以上の者

イ 市町村民税非課税世帯

ウ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者

エ 療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）に規定する療育手帳の交付を受けている者

オ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

カ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者又は同条第4項に規定する要支援者

第5条第2項を削る。

第13条中「別表第4」を「別表第3」に改める。

附則第1項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、同項中「（以下「施行日」という。）」を削る。

附則第2項を削り、附則第3項を附則第2項とし、附則第4項を削る。

別表第1第1号の表補助対象住宅の項第2号中「2」を「3」に改め、同項第3号中「昭和56年5月31日」を「平成12年5月31日」に改め、「又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震により罹災したことが確認できるもの」を削り、同号中ア及びイを削り、同表補助金の額の項中「得た額」の次に「（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、別表第1第2号の表補助対象住宅の項第2号中「2」を「3」に改め、同項第3号中「昭和56年5月31日」を「平成12年5月31日」に改め、「又は次のいずれかの書面により平成28年熊本地震のより罹災したことが確認できるもの」を削り、同号中ア及びイを削り、同項第5号中「全員が」を「全員から」に改め、同表補助金の額の項中「得た額」の次に「（その額に1,000円

未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)」を加え、別表第１第３号の表を次のように改める。

(3) 建替え工事

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が３以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 平成１２年５月３１日以前に着工したもの (4) 被災者生活再建支援法（平成１０年法律第６６号）に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないもの (5) 耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満のもの (6) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存在する場合及び市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員から建替え工事の実施について承諾が得られているもの
補助対象経費	(1) 昭和５６年５月３１日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）。ただし、建替え工事に要する費用の補助対象限度額は１７５万円とする。 (2) 昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに着工したもの 補助対象住宅の建替え工事に要する費用（工事監理に要する費用を含む。）。ただし、建替え工事に要する費用の補助対象限度額は１５０万円とする。
補助率	(1) 昭和５６年５月３１日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 建替え工事に要する費用の１０分の９以内 (2) 昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに着工したもの 建替え工事に要する費用の６０分の５３以内
補助金の額	(1) 昭和５６年５月３１日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修に要する費用相当額（建替え前の従前床面積に３４，１００円を乗じた額）若しくは建替え工事に要する費用のいずれか低い方に補助率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は１５７万５千円のいずれか低い額

	(2) 昭和５６年６月１日から平成１２年５月３１日までに着工したもの 耐震改修に要する費用相当額（建替え前の従前床面積に３４，１００円を乗じた額）若しくは建替え工事に要する費用に補助率を乗じて得た額（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は１３２万５千円のいずれか低い額
その他の事項	(1) 建替えの結果、地震に対して安全な構造となるもの (2) 建築士が工事監理するもの。ただし、令和７年３月３１日以前に着手した事業については、建築士が工事監理するもの又は建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）に適合することを建築士が証明するもの

別表第１第４号の表補助対象住宅の項第２号中「２」を「３」に改め、同項第３号中「昭和５６年５月３１日」を「平成１２年５月３１日」に改め、「又は次のいずれかの書面により平成２８年熊本地震により罹災したことが確認できるもの」を削り、同号中ア及びイを削り、同項第４号中「昭和５６年６月１日」を「平成１２年６月１日」に改め、同項第６号中「全員の」を「全員から」に改め、同表補助金の額の項中「得た額」の次に「（その額に１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）」を加え、別表第１第５号の表を次のように改める。

(5) 耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業

補助対象住宅	次に掲げる要件を全て満たす住宅。ただし、市長が適当と認めるときは、この限りでない。 (1) 市内に存在する戸建木造住宅で、現に住宅所有者の居住の用に供されているもの (2) 在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統的構法によって建築された地上階数が３以下のもの（共同住宅を除く。） (3) 平成１２年５月３１日以前に着工したもの (4) 耐震診断の結果、上部構造評点が１．０未満のもの (5) 補助金の申請者以外に所有権を有しているものが存在する場合及び市長がやむを得ないと認める場合を除き、その全員から耐震改修工事の実施について承諾が得られているもの
補助対象経費	(1) 昭和５６年５月３１日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修設計及び耐震改修工事を一括して行う場合における補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を除く。）。ただし、耐震改修設計に要する費用及び耐震改修工事に要する費用の補助対象上限額

	は175万円とする。 (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修設計及び耐震改修工事を一括して行う場合における補助対象住宅の耐震改修設計に要する費用（耐震改修工事の計画策定に伴う耐震診断に要する費用及び耐震改修工事費の見積り作成に要する費用を含む。）及び耐震改修工事に要する費用（工事監理に要する費用を除く。）。ただし、耐震改修設計に要する費用及び耐震改修工事に要する費用の補助対象上限額は150万円とする。
補助率	(1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用の10分の9以内 (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用の60分の53以内
補助金の額	(1) 昭和56年5月31日以前に着工したもの又は高齢者等が居住するもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は157万5千円のいずれか低い額 (2) 昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに着工したもの 耐震改修工事に要する費用に補助率を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)又は135万5千円のいずれか低い額
その他の事項	(1) 耐震改修設計は、耐震診断士が実施するものであること。 (2) 耐震改修工事は、耐震診断士が実施した耐震改修設計に基づくものであること。 (3) 耐震改修工事は、建築士が工事監理するものであること。

別表第2中「わかる」を「分かる」に、「市税滞納有無調査承諾書」を「市税調査承諾書」に、「補助対象住宅が昭和56年6月1日以降に着工したものの場合は、平成28年熊本地震により被災したことがわかる書類」を「高齢者等であることが証明できるもの（高齢者等が居住する補助対象住宅に該当する場合に限る。）」に改める。

別表第3を削る。

別表第4中「わかる」を「分かる」に改め、同表を別表3とする。

様式第1号中「又は別表第3」を削る。

様式第 2 号中

「

1 階	m ²	m ²	m ²	m ²
2 階	m ²	m ²	m ²	

」

を

「

1 階	m ²	m ²	m ²	m ²
2 階	m ²	m ²	m ²	
3 階	m ²	m ²	m ²	

」

に改める。

様式第 6 号中「別表第 4」を「別表第 3」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
(耐震改修設計に対する経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前までにこの要綱による改正前の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱の規定により交付決定を受けて行われた耐震改修設計については、当該耐震改修設計が完了していないものに限り、この要綱による改正後の山鹿市戸建木造住宅耐震改修等事業補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）の規定による耐震改修設計及び耐震改修工事の一括事業への変更申請の対象とすることができる。
(建替え工事に対する経過措置)
- 3 改正後の要綱の規定については、前項に規定する場合を除き、この要綱の施行の日以後に補助金の交付を申請する者について適用し、同日前に補助金の交付を申請する者については、なお従前の例による。